

## 入札公告

次のとおり、一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

令和5年8月25日

独立行政法人農畜産業振興機構  
契約事務責任者 総括理事 瀬島 浩子

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 独立行政法人農畜産業振興機構の会計監査人候補者の選定
- (2) 業務内容 仕様書による
- (3) 契約対象期間（予定）令和5年度から令和9年度

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 独立行政法人農畜産業振興機構「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4）第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者とししない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に該当する者を有資格者にししないものとする。

（有資格者とししないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくして契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
  - (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
  - (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者
- 2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準（平成23年8月25日付け23農畜機第2236号）の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

- (2) 独立行政法人通則法第41条に規定する資格を有する者。
- (3) 入札時において、令和4・5・6年度の全省庁統一資格又は独立行政法人農畜産業振興機構有資格者名簿における業種区分「役務等 その他」に登録された者であること。
- (4) 入札時において、3による入札説明書の交付を受けた者であること。

### 3 入札説明書の交付期間及び交付方法

- (1) 交付期間：入札公告をした日から令和5年9月8日（金）12時まで  
※土日祭日を除く9時から17時の間とする。（ただし、12時から13時を除く。）
- (2) 交付方法：交付を希望する者は12の問い合わせ先にメールにて連絡すること。  
入札説明書は原則としてメールで送付するが、郵送での交付を希望する場合は、連絡メールに「郵送希望」と明示すること。なお、対面による交付は行わないものとする。

### 4 入札書及び提案書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 令和5年9月8日（金）12時（必着）
- (2) 提出方法
  - ア 本公告の入札に参加を希望する者は、入札書及び提案書を提出すること。なお、入札書と提案書はそれぞれ封をすること。
  - イ 入札参加者は、入札書を封かんした封印用封筒のうち、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札書在中の封筒には「2回」と記載すること。更に各回の入札書在中封筒をまとめて別の封筒に封入した上で提出すること。
  - ウ 代理人が入札を行おうとする場合は、入札心得に定める委任状を併せて提出すること。なお、委任状は2回の入札書に対して1枚でよい。
  - エ 入札の公平性、透明性を確保するため、入札書及び提案書については、密封の上、郵便又は信書便等により記録の残る方法で12の提出先に提出すること。
- (3) 提案書の提出部数 8部
  - 8部のうち5部は、匿名として評価をするため、入札者の所属機関名や氏名等がわかる箇所（担当者の氏名、ロゴ等応募者の名称や氏名が事実上分かるものを含

む。)をすべてマスキングすること。マスキングを行っていない箇所を見つけた場合は、当該応募者に通知の上、提案書取扱者がマスキングを行う。

なお、提案書の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

#### (4) 提案書の内容

ア 監査法人の概要（出資金、営業利益、経常利益、当期利益、人員数（公認会計士の人数、会計士補の人数、その他の職員数等））

イ 監査体制（監査責任者及び監査補助者の人数並びに保有する資格、実務経験等）

ウ 監査内容（監査方針、監査日数及び時間、監事との連携に関する考え方等）

エ 独立行政法人会計基準の精通度（ワーキンググループ等への委員選出実績等）

オ 独立行政法人等同類機関との契約実績（法人類型別、所管省庁別、年度別）

カ その他必要な事項（機構の業務及び財務状況等に対する理解、PRポイント等）

キ ワーク・ライフ・バランス等の推進（認定等を証する書類）

注1： ア～キは一括して左とじとし、通しページを付すこと。

2： 提案書の記載に関しては、5カ年にわたる期間を通じた監査を考慮した提案とすること。

#### (5) 入札書について

提出部数は1部で、入札金額は、令和5年度から令和9年度までの5カ年の合計で入札すること。また、別紙に当該入札金額の年度ごとの積算額を記載し添付すること。

### 5 提案書取扱者

独立行政法人農畜産業振興機構 経理部経理課 山口、斎藤

### 6 技術審査委員会の実施日時及び実施場所

入札者が提出した提案書等を詳細に検討するため、以下の日時及び場所において、機構内にて技術審査委員会を実施する。

(1) 日時：令和5年9月13日（水）10時30分から

(2) 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 南館3階中会議室

なお、入札者には、当日、提出された提案書の説明（30分程度）をしていただく予定。詳細については決まり次第連絡する。

### 7 提案書の審査

入札者が提出した提案書は、別添「会計監査人候補者提案書評価項目一覧」に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。

### 8 開札の日時及び場所

(1) 日 時：令和5年9月14日（木）13時30分から

(2) 場 所：独立行政法人農畜産業振興機構 南館3階中会議室

(3) 結果通知：提案者全員に、電話又はメールにて令和5年9月15日（金）までに連絡する。

## 9 入札保証金に関する事項 免除

### 10 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況や、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること  
又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### (2) 公表する情報

- (1) に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
- ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- イ 当機構との間の取引高
- ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
  - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

#### (3) 当方に提供していただく情報

- ア 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

#### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約に

については原則として93日以内)

#### 1.1 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金  
事務細則第11条に規定する入札保証金は、免除する。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争の参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (5) 機密情報保持契約書の要否  
契約の締結に当たっては、機密情報保持契約書を作成するものとする。

#### 1.2 提案書等提出先及び問い合わせ先

- (1) 提案書等提出先：東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル  
独立行政法人農畜産業振興機構 経理部経理課
- (2) 問い合わせ先：経理部経理課 山口、斎藤  
TEL：03-3583-9808、FAX：03-3582-3397  
E-mail:yamaguchia(アットマーク)alic.go.jp  
saitou(アットマーク)alic.go.jp  
メールは両名に送付すること。(アットマーク)は「@」に置き換えること。
- (3) 問い合わせがある場合は、令和5年9月8日(金)12時までに上記の問い合わせ先にメールで連絡をすること。問い合わせに対する回答は、随時メールにより入札説明書の交付を受けたすべての者にメールにて交付する。

別添

## 会計監査人候補者提案書評価項目一覧

評価項目：	配点
1 監査体制 ア 監査チームの人数は適切か。 (監査責任者及び監査補助者の人数、並びに保有する資格) (財務会計処理に関する指導・助言を迅速に行える体制になっているか)	20
イ 監査チーム構成員の経験度合 (監査担当者(予定)の独立行政法人監査経験年数)	20
ウ 監査の品質管理は適切か。 (日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果に問題はないか)	10
2 監査内容 ア 監査方針は適切か。 (監査方針が機構業務の特徴を踏まえたものになっているか)	20
イ 監査計画は適切か。 (監査日数は十分な時間であるか)	20
ウ 監事との連携は適切か。 (監事とのコミュニケーションの頻度、監事からの質問及び相談事項への対応方針)	10
3 独立行政法人会計基準の精通度 ア ワーキンググループ等への委員選出実績等	20
イ 独立行政法人等同類機関との契約実績 (法人類型別、所管省庁別、年度別の契約件数)	30
4 その他 ア 機構の業務及び財務の状況等について理解しているか	15
イ 機構職員に対する財務会計に係る研修会等が行われるか	15
ウ その他 (PRポイント等)	10
5 ワーク・ライフ・バランス等の推進	10